

# ○東京藝術大学芸術未来研究場規則

〔 令和5年3月23日  
制 定 〕

改正 令和5年10月26日 令和6年3月28日  
令和6年4月18日 令和7年3月27日

## （設置）

第1条 本学に、東京藝術大学芸術未来研究場（以下「研究場」という。）を置く。

## （目的）

第2条 研究場は、多様性を認め合える社会の実現に向けて、「アートは人が生きる力である」という確信及び「人の心」への眼差しを根幹として、芸術及び本学の未来を考え続け、新たな価値の創造や社会的課題の解決に係る実験と実践を重ねることを通じて、人類と地球のあるべき姿を探究することを目的とする。

## （業務）

第3条 研究場は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- （1）多様なステークホルダーと共創する未来社会のビジョンの形成に関すること
- （2）未来における本学及び社会全体の芸術教育の在り方の研究に関すること
- （3）分野横断的又は異分野融合的な教育研究の推進に関すること
- （4）学内外のコラボレーションを創出・促進するための仕組みや場（物理的な場所を含む。）の構築・運営に関すること
- （5）前条に掲げる目的に係る政策提言に関すること
- （6）その他研究場の目的を達成するための必要な事項

## （本部）

第4条 研究場に、本部を置く。

2 本部においては、次の各号に掲げる取組を行う。

- （1）研究場のマネジメント
- （2）研究場の活動に係る記録・広報
- （3）アートの社会的・経済的インパクトの評価・発信
- （4）研究場の活動を基点とした新たな経営スキームの構築

## （横断領域）

第5条 研究場に、次の横断領域を置く。

- （1）芸術教育、リベラルアーツ
- （2）クリエイティブ・アーカイブ
- （3）アートDX
- （4）キュレーション
- （5）ケア&コミュニケーション
- （6）アート×ビジネス

- 2 各横断領域においては、第2条に掲げる目的及び前条に掲げる業務の一環として、全学的な研究、事業及び教育プログラム（社会人等向けの教育を含む。）の企画立案・運営を行う。

（特別プロジェクト）

第6条 研究場に、特別プロジェクトを置く。

- 2 特別プロジェクトは、研究場直轄の産官学・地域連携による研究・事業を場として、研究場本部および各横断領域との連携・協力により、第2条に掲げる目的及び第3条に掲げる業務に関する重点的な活動を行う。

（組織）

第7条 研究場に、次の各号に掲げる職員を置く。

- （1）場長
- （2）研究マネージャー
- （3）横断領域長
- （4）特別プロジェクトリーダー
- （5）専門スタッフ
- （6）その他場長が必要と認める者

- 2 場長は、学長をもって充てる。

- 3 研究マネージャーは、理事（研究担当）をもって充てる。

- 4 各横断領域長は、次の通りとする。

| 横断領域          | 領域長                                  |
|---------------|--------------------------------------|
| 芸術教育、リベラルアーツ  | 理事（教育担当）                             |
| クリエイティブ・アーカイブ | 未来創造継承センター長                          |
| アートDX         | 役員又は職員のうちから学長が任命する者                  |
| キュレーション       | キュレーション教育研究センター長                     |
| ケア&コミュニケーション  | 「共生社会」をつくるアートコミュニケーション共創拠点プロジェクトリーダー |
| アート×ビジネス      | 役員又は職員のうちから学長が任命する者                  |

- 5 特別プロジェクトリーダーは、各プロジェクトに参画する職員の中から、場長が指名する。

- 6 専門スタッフは場長、研究マネージャー、各領域長又は特別プロジェクトリーダーの命を受けて、第3条に掲げる業務を行うものとする。

- 7 専門スタッフは、特任教員、特任研究員又は特任事務職員（以下「特任教員等」という。）をもって充てる。

- 8 特任教員等の就業については、「東京藝術大学有期雇用職員就業規則」を適用するものとする。

- 9 各横断領域長のうち役員又は職員のうちから学長が任命する者の任期は2年とし、再任は妨げない。ただし、領域長に欠員が生じた場合の補欠の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営委員会)

第8条 研究場に運営委員会を置き、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 研究場全体の戦略及びマネジメントに関すること
- (2) 研究場全体の予算・人事・活動の方針に関すること
- (3) 重点的に対象とする社会的課題や研究テーマの設定に関すること
- (4) 第5条に掲げる横断領域の全体統括及び横断領域間の相互連携に関すること
- (5) 第5条に掲げる横断領域の統廃合および新規設置に関すること
- (6) 第6条に掲げる特別プロジェクトの新規指定および廃止に関すること
- (7) 前条第1項第4号に掲げる専門スタッフの選考等に関すること
- (8) その他研究場全体の運営に必要な事項に関すること

2 運営委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 場長
- (2) 理事
- (3) 副学長
- (4) 研究科長
- (5) 社会連携センター長
- (6) 芸術情報センター長
- (7) グローバルサポートセンター長
- (8) 横断領域長
- (9) 事務局長
- (10) その他場長が必要と認める者

3 前項第10号に掲げる委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 各横断領域の運営に係る事項の審議は、次の通り行う。

| 横断領域          | 審議                                    |
|---------------|---------------------------------------|
| 芸術教育、リベラルアーツ  | 本条第1項に定める運営委員会において審議を行う。              |
| クリエイティブ・アーカイブ | 東京藝術大学未来創造継承センター規則に定める運営委員会において審議を行う。 |
| アートDX         | 東京藝術大学芸術情報センター規則に定める運営委員会において審議を行う。   |
| キュレーション       | 東京藝術大学キュレーション教育研究センターにおいて審議を行う。       |
| ケア&コミュニケーション  | 本条第1項に定める運営委員会において審議を行う。              |
| アート×ビジネス      | 本条第1項に定める運営委員会において審議を行う。              |

(専門委員会)

第9条 場長が必要と認めるときは、専門的事項を企画立案、実施するため、研究場に専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会の構成及び運営に関し必要な事項は、研究場運営委員会の議を経て、場長が別に定める。

(事務)

第10条 研究場の事務は、事務局各課の協力を得て経営改革プロジェクト課において処理する。

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、研究場の運営等に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

2 東京藝術大学アートイノベーション推進機構規則は、廃止する。

附 則

この規則は、令和5年11月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年4月18日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。